

通所介護等事業所（ニコニコハウス デイサービスセンター）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 福知山シルバーが開設するニコニコハウス デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護および福知山市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（以下「通所型サービス」という。）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員および介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者または福知山市総合事業にあたっては事業対象者に対し、適正な指定通所介護および通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

2 通所型サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は要支援者・事業対象者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前4項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第27号）及び「介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第28号）に定める内容を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ニコニコハウス
- (2) 所 在 地 京都府福知山市字牧小字狭間250番5
- (3) 事業単位 1単位
- (4) 利用定員 1日30人

（従業者の職種、員数および職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。また事業所の従業者の

資質向上や健康管理等、ライフワークバランスの取れた働きやすい職場環境を醸成する。

同一敷地内にある他の事業所の業務または当該事業所の他の職務を兼務しても差支えない。

(2) 従業者

生活相談員 2人以上

生活相談員は、利用者および家族等からの相談や利用計画、日程等のサービス調整を行う。

職員に対する技術指導、事業計画の作成、居宅介護支援事業者等関係機関との連絡調整等を行う。当該事業所の他の職務を兼務しても差し支えない。

看護職員 2人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護、関係医療等との連携を行う。

介護職員 4人以上

介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、日常生活の支援を行う。

機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者の要介護状態等の軽減および予防のために必要な機能訓練を行う。当該事業所の他の職務をしても差し支えない。

(3) その他の従業員

調理職員 1人以上

2 従業者は、指定通所介護および通所型サービスの提供にあたる。

3 従業者は、資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

4 従業者は、相互に職責を理解し、強調するとともに常に秩序と品位を保持する。

(営業日および営業時間等)

第5条 事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日で祝祭日は開所する。

但し、利用者の通所介護サービス計画に差し支えない場合および事業所の判断において休業日を設定することができる。

(2) 営業時間 8時15分 ～ 17時15分までとする。

(3) サービス提供時間 9時00分 ～ 16時15分までとする。

(事業の内容および利用料等)

第6条 指定通所介護および通所型サービスの実施内容は次のとおりとし、各事業によるサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の金額または通所型サービスについては、福知山市が定める額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 健康状態チェック

(5) 生活指導

(6) レクリエーション

(7) 送迎

- 2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護および通所型サービスに要した送迎の費用は、別紙重要事項説明書のとおり徴収する。
- 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は30分あたり500円を徴収する。
- 4 昼食代は、700円を徴収する。
- 5 おやつ代は、100円を徴収する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 正当な理由がなく指定通所介護および通所型サービスをキャンセルした場合は、キャンセル料を徴収する。キャンセル料については重要事項説明書のとおりとする。
- 8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 9 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は業務中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時等における対応方法)

- 第8条 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族および利用者に係る居宅介護支援事業者等、市町村および京都府等に連絡するものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第9条 事業の提供に係る利用者およびその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録する。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村からの質問もしくは照会に応じる、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 事業所は、提供した事業に係る利用者およびその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、旧福知山市内地域とする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者およびその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための設置

2 サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護および通所型サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第17条 事業所は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後1か月以内

（2）継続研修 年10回以上

3 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった場合においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

5 事業所の利用に当たっての利用者の留意事項は次のとおりとする。

（1） 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用することとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。

（2） 決められた場所以外での喫煙は行わないこと。

（3） 他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。

（4） 金銭等の管理は各自で行うこと。

（5） 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動および政治活動は行わないこと。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成13年12月1日から施行する。

平成14年11月18日から施行する。

平成15年4月1日から施行する。

平成17年10月1日から施行する。

平成18年4月1日から施行する。

平成20年6月6日から施行する。

平成22年2月1日から施行する。

平成23年4月1日から施行する。

平成24年4月1日から施行する。

平成26年4月1日から施行する。

平成27年8月1日から施行する。

平成28年8月1日から施行する。

平成29年4月1日から施行する。

平成30年4月1日から施行する。

平成31年4月1日から施行する。

令和2年1月1日から施行する。

令和2年4月1日から施行する。

令和3年4月1日から施行する。

令和4年4月1日から施行する。

令和6年4月1日から施行する。

令和7年4月1日から施行する。